

議会活性化調査特別委員会
調査報告書

令和3年12月6日
美里町議会
議会活性化調査特別委員会

目 次

はじめに	P 1
1 議会活性化について	P 1
平成31年2月21日中間報告	P 1
1) 取組項目及び取組方法について	P 1
2) 確認事項について	P 2
令和元年6月11日中間報告	P 3
1) 確認事項について	P 3
令和2年5月21日中間報告	P 4
1) 確認事項について	P 4
令和3年2月9日中間報告	P 13
1) 確認事項について	P 13
令和3年4月9日中間報告	P 14
1) 確認事項について	P 14
令和3年8月30日中間報告	P 15
1) 確認事項について	P 15
2 議会報告会について	P 18
平成30年議会報告会開催結果	P 18
令和元年議会懇談会開催結果	P 19
令和2年議会懇談会開催結果	P 20
令和3年議会懇談会開催結果	P 21
3 議会活性化調査特別委員会研修会の実施について	P 22
4 行財政・議会活性化調査特別委員会予算決算審査	P 22
5 議会活性化調査特別委員会名簿	P 23
6 審査経過	P 23
1) 特別委員会開催年月日	P 23
2) 分科会開催年月日	P 24
おわりに	P 25

はじめに

本町議会では、平成29年度3月会議において「行財政・議会活性化調査特別委員会」を設置した。

平成30年2月に本町議会議員の改選が行われたが、平成29年12月12日に行財政・議会活性化調査特別委員会調査報告書で報告された内容を踏まえ、これまで確認決定された事項の検証を行うとともに、更なる議会の活性化に向けて調査、研究を行うため本特別委員会を設置し、取り組むものである。

なお、令和2年度3月会議において特別委員会の名称を「議会活性化調査特別委員会」に改めている。

1 議会活性化について

【平成31年2月21日中間報告】

1) 取組項目及び取組方法について

本特別委員会で行うべき項目は、下記のとおりとし、2つの分科会に分けて調査することとした。

No.	項目	分科会	備考
1	議会運営について	第1	
	① 予算・決算の審議		
	② 一般質問		
	③ 自由討議		
	④ 通年議会		
2	委員会について	第1	
	① 議会運営委員会		
	② 常任委員会		
	③ 特別委員会		
	④ 全員協議会		
⑤ 所管事務調査			
3	開かれた議会について	第2	
	① 情報公開（会議録、映像配信、ホームページ、議案書等）		
	② 請願・陳情の処理		
	③ 本会議での公聴会、参考人招致		
	④ 議会報告会		
⑤ 議会基本条例			

4	議員経費について	第2	
	① 議員定数		
	② 議員報酬		
	③ 議員期末手当		
	④ 議員費用弁償		
⑤ 政務活動費			

2) 確認事項について

取組項目「No.1 議会運営について①予算・決算の審議」について、第1分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

① 詳細説明

詳細説明は必要である。

当初予算及び決算における、町長からの提案説明はポイントのみとし、担当課からの詳細説明については、新規事業や前年度からの大幅な変更等を予算に関する説明書又は決算書のページを示して行う方式とし、議長から町長に書面で通知する。

② 総括質疑（通告制を含む）

総括質疑は行う。

総括質疑において通告制は取らない。ただし、細かい数字等がともなう場合は事前に担当課へ伝える。

③ 委員会付託（分科会方式）

予算審査及び決算審査は、これまでどおり分科会に付託して行う。

所管の見直しについては、「No.2 委員会について②常任委員会」においてあらためて協議する。

④ 連合審査

連合審査は必要である。

⑤ 特別委員会委員長報告

分科会審査報告書の「下記の意見を付して」「記」を削除し、「意見」とする。特別委員会審査報告書の「意見を付した内容については」「特別委員会の意見は」とする。

分科会委員長の報告及び行財政・議会活性化調査特別委員会の委員長報告は、今までどおりとし、議長から町長へ特別委員会審査報告書を送付する。

【令和元年6月11日中間報告】

1) 確認事項について

取組項目「No.3 開かれた議会について」①から④までについて、第2分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

① 情報公開

会議録の公開の範囲は十分であり、遅滞なく公開されている。また、会議録検索システムは、内容の確認や検索を効率よくできることから必要なものである。

ホームページは、見やすく分かりやすいため特に変える部分はなく、最新の内容に更新されており、議案書等や資料提供についても、現状のとおりで問題はない。

映像配信については、今後も継続するが、厳しい財政状況下においてコストダウンは重要であり、現在の映像配信の業務委託契約終了後、令和3年度からユーチューブ配信へ切り替える方向で準備する。

② 請願・陳情の処理

請願や陳情については慎重に取り扱い、配付をし、全議員がすべての内容を把握できている。内容により、常任委員会等での審査も行っていることから、現状の取り扱いで適切である。

③ 本会議での公聴会、参考人招致

公聴会は、これまでどおり会議条例、会議規則、委員会条例に定める内容とする。参考人招致は、これまでどおり会議条例、会議規則、委員会条例、運営基準に定める内容とする。

④ 議会報告会

今年から「議会報告会」の名称を「議会懇談会」とし、従来どおりの開催とする。また、内容を整理して方向性を示すためには時間を要することから、来年の議会懇談会に向けて引き続き検証していく。

なお、名称の変更にとまなう例規等の改正が必要である。

【令和2年5月21日中間報告】

1) 確認事項について

取組項目「No.3 開かれた議会について」①、④、⑤について、第2分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

① 情報公開

映像配信については、配信方法の変更にもなう美里町議会の会議中継に関する規程の改正は、別紙の新旧対照表のとおりとする。

④ 議会報告会（議会懇談会）

議会報告会については、令和元年6月の中間報告で議会懇談会に名称を変更している。

議会懇談会については、次のとおりとする。

内容は、従来どおり、常任委員会の政策研究テーマについて意見交換をしたあとに懇談をする。

開催は、年1回、10月とする。議会が開催する懇談会は、2日間とし、開催場所は町内6か所で、1班当たり2会場担当する。行政区、団体（5人以上）等の要請により開催する懇談会は、議会が開催する懇談会后5日以内（土日含む）に実施し、会場、日時は合同会議で調整する。

これにもなう議会懇談会実施要綱の改正は、別紙のとおりである。

なお、町民からの意見、要望、質問についてのまとめの仕方は、従来どおりとする。

⑤ 議会基本条例

議会基本条例については、議会をより活性化し町民の負託に応えることを目的としており、そのための基本的事項を十分に検討して制定されていることや、制定から現在までの状況を勘案しても改正する必要はない。

別 紙

美里町議会の会議中継に関する規程新旧対照表（案）

現行	改正案	備考
<p>○美里町議会の会議中継に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成25年11月28日 議会訓令第4号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年3月23日議会訓令第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、美里町議会（以下「議会」という。）を広く町民に公開し、開かれた議会を推進するために行う議会の会議中継に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） ライブ中継 開催中の会議を生中継によりインターネット及び庁内テレビで放映することをいう。</p> <p>（2） 録画配信 ライブ中継した映像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。</p> <p>（ライブ中継及び録画配信の実施）</p> <p>第3条 ライブ中継及び録画配信を行う会議は、議場で行う会議及び特別委員会とし、開会から閉会までとする。ただし、秘密会は中継を行わないものとする。</p>	<p>○美里町議会の会議中継に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成25年11月28日 議会訓令第4号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年3月23日議会訓令第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、美里町議会（以下「議会」という。）を広く町民に公開し、開かれた議会を推進するために行う議会の会議中継に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） ライブ中継 開催中の会議を生中継によりインターネット及び庁内テレビで放映することをいう。</p> <p>（2） 録画配信 ライブ中継した映像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。</p> <p>（ライブ中継及び録画配信の実施）</p> <p>第3条 ライブ中継及び録画配信を行う会議は、議場で行う会議及び特別委員会とし、開会から閉会までとする。ただし、秘密会は中継を行わないものとする。</p>	

<p>2 録画配信を行う場合であって、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、当該該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。</p> <p>(1) 議長が取消しを求めた発言及び議員が取り消した発言</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか議会の品位を保つために、議長が必要と認めた発言</p> <p>(3) 休憩中の映像</p>		<p>項削る</p>
<p>3 録画配信は、閲覧しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができるものとする。</p>	<p>2 録画配信は、閲覧しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができるものとする。</p>	<p>項繰り上げる</p>
<p>4 録画配信の期間は、当該会議の日から起算して5日後（土、日は除く。）からおおむね2年を経過する日の間とする。</p> <p>(著作権)</p>	<p>3 録画配信の期間は、当該会議の日から起算して5日後（土、日は除く。）からおおむね2年とする。</p> <p>(著作権)</p>	<p>項繰り上げる 字句削る</p>
<p>第4条 録画配信したデータの著作権は、議会に帰属する。</p> <p>(映像の位置付け)</p>	<p>第4条 録画配信したデータの著作権は、議会に帰属する。</p> <p>(映像の位置付け)</p>	
<p>第5条 インターネット配信による本会議の映像情報は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び美里町会議規則（平成18年美里町議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページに明記する。</p> <p>(庶務)</p>	<p>第5条 インターネット配信による本会議の映像情報は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び美里町会議規則（平成18年美里町議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページに明記する。</p> <p>(庶務)</p>	
<p>第6条 会議中継の庶務は、議会事務局において処理する。</p> <p>(補則)</p>	<p>第6条 会議中継の庶務は、議会事務局において処理する。</p> <p>(補則)</p>	
<p>第7条 この規程に定めるもののほか、会議中継に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>第7条 この規程に定めるもののほか、会議中継に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	

附 則

この訓令は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成28年3月23日議会訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成28年3月23日議会訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日議会訓令第 号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議会懇談会実施要綱

1 開催趣旨

議会の立場から町民への町政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対する町民の声を直接かつ広く聴取することにより、議会の監視機能及び政策提言機能に資することを趣旨とする。

2 開催方法及び開催時期と開催場所

(1) 議会が開催する懇談会と、行政区、団体（5人以上）等の要請により開催する懇談会（以下「要請による懇談会」という。）を実施する。

開催は年1回、10月を基本に実施する。

また、要請による懇談会の開催は、議会が開催する懇談会后5日以内（土日含む）に実施する。

(2) 開催場所は、町内6箇所（小牛田地域4箇所、南郷地域2箇所）とし、要請による懇談会の開催場所は、協議の上、別途決定する。

(3) 開催時間の基本は、午後7時から午後8時30分までとするが、都合により午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後3時30分までとする場合もある。また、延長する場合は30分以内とする。

3 報告内容

各常任委員会の研究テーマを主とした議会活動とする。

4 行政区への協力要請

議長は、行政区長に対し、住民参加の協力要請を行う。また、文書による開催案内の場合は、住民へ配布の協力要請を行う。

5 開催の周知方法

周知方法は案内文書、広報誌、ホームページ、防災行政無線等の活用を図る。

6 実施構成等

(1) 懇談会実施班の編成

- 1) 班を組織し3班体制で実施する。班の構成は、5人とする。
- 2) 各委員の所属する班は、次の方法で決定する。
 - ① 各常任委員会単位に3班に区分する。
 - ② 各班の常任委員会の人数は【表1】のとおりとする。
「2人」は、2人のうち1人は常任委員長とし、常任委員長が特別委員会副委員長に就任している場合は常任委員会副委員長とする。
「②人」は、2人のうち1人は特別委員会副委員長とする。
それ以外はくじで決定する。
- ③ 懇談会当日に欠席委員が生じた場合は、行財政・議会活性化調査特別委員会委員長に対応を委ねる。

【表1】

班	総務、産業、建設	教育、民生	計	備考
第1班	3人	2人	5人	
第2班	2人	3人	5人	
第3班	②人	3人	5人	
計	7人	8人	15人	

- 3) 各班に班長を置く。班長は構成員の互選により決定する。
- 4) 班毎に懇談会に必要な役割を予め決定する。
- 5) 議会が開催する懇談会は1班当たり2会場を担当する。要請による懇談会の開催は合同会議で調整する。
- 6) 担当する会場は、各班長の抽選で決定する。
- 7) 記録は意見、要望、提言等の要点記録とする。
- 8) 各班は懇談会における意見、要望、提言等の取りまとめを速やかに行う。

(2) 合同会議等

- 1) 合同会議は次の事項を行うため、行財政・議会活性化調査特別委員会正副委員長及び班長で構成する。
座長を特別委員会副委員長とし、副座長を班長の互選で選出する。
 - ① 懇談会実施における全体的な資料の調整及び日程の調整など。
 - ② 懇談会実施後における各班が取りまとめた意見、要望、提言等を調整分類を行う。
 - ③ 当該年の懇談会について検証し、次年度実施における提案を2月末までに行う。
- 2) 各委員は、所属する常任委員会ごとに研究テーマの経過を取りまとめ、資料の作成を行う。
- 3) 行財政・議会活性化調査特別委員会は、合同会議が取りまとめた意見、要望、提言等を整理し確認する。

7 進行等

- (1) 進行に当たっては、より多くの参加者が発言できるように配慮する。
- (2) 議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い良識をもって対応する。
- (3) 会場は、コミュニティセンター等を地域関係者との協議により設定する。
- (4) 報告の時間は概ね 20 分とし、次第は次のとおりとする。
 - 1) 開 会
 - 2) 議会報告
 - 3) 説明に対する質問、意見
 - 4) 懇 談
 - 5) 閉 会

8 議会懇談会後の対応

- (1) 懇談会での意見、要望などについては、行財政・議会活性化調査特別委員会で検証し、日常の議会活動の中で政策形成に努める。
- (2) 議長は、執行機関への意見、要望などについて関係機関に通知し、対応を求める。
- (3) 住民から議会への意見、要望などについては速やかに集約し、全議員の共有化を図る。
- (4) 議会懇談会の集約結果はホームページ及び町の行政情報コーナーで公表する。
(町の行政情報コーナーは、本庁舎及び南郷庁舎の町民ホール)

【準備物】

- (1) 参加者への配布資料
- (2) 議会だより（予備資料）
- (3) 予算決算関係資料
- (4) 未収金状況一覧表
- (5) 公債費に関する調書
- (6) 特別委員会の活動状況に関する資料
- (7) 前年度要望等の回答書
- (8) その他
一文字、会場案内表示板、録音放送器具など

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。（第1回報告会）

附 則

この要綱は、平成23年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。（第2回報告会）

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行する。（第3回報告会）

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。（第4回報告会）

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。（第4回報告会）

附 則

この要綱は、平成26年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

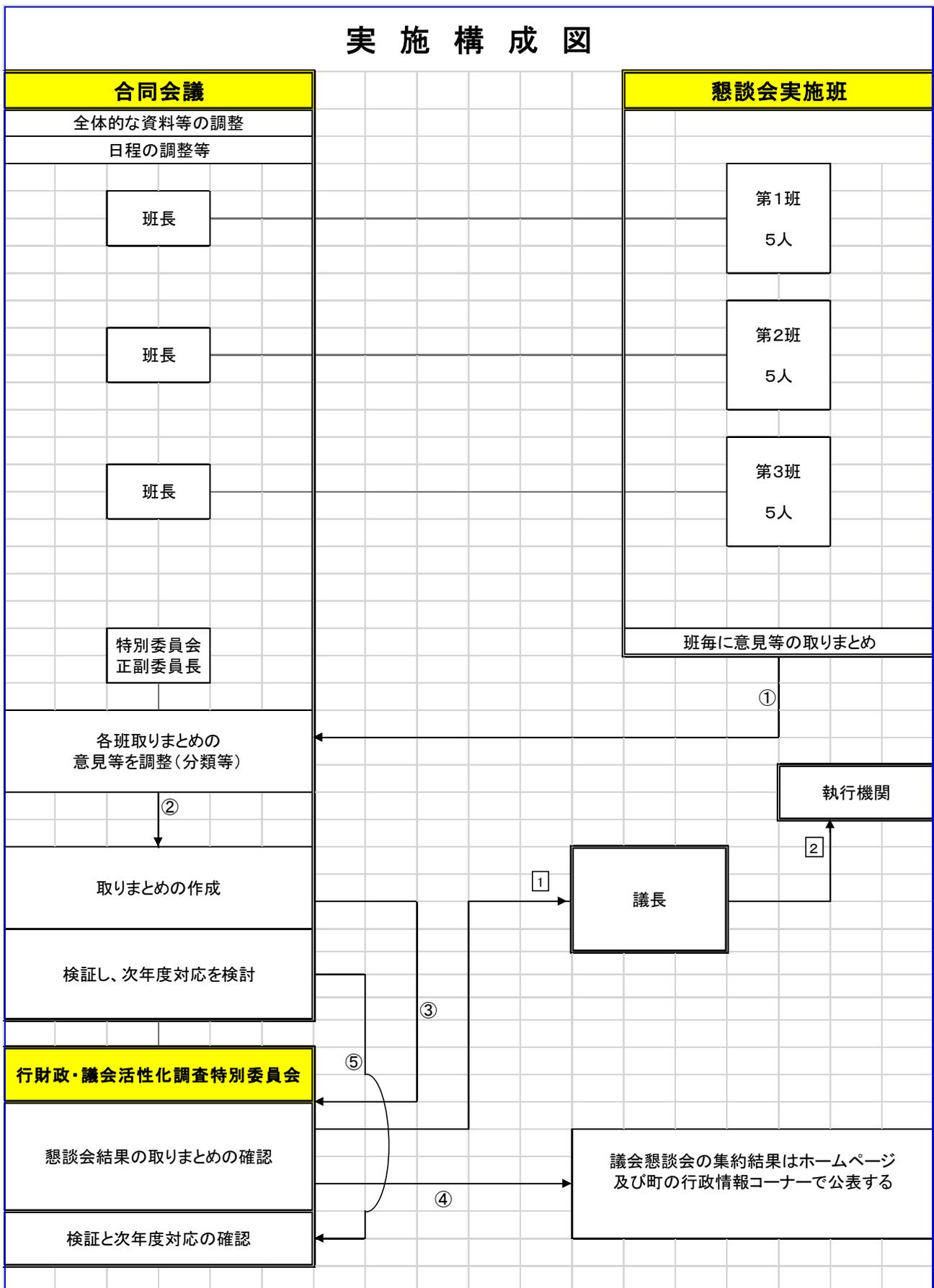
附 則

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

実施構成図



【令和3年2月9日中間報告】

1) 確認事項について

取組項目「No.1 議会運営について」の②、③、④及び取組項目「No.2 委員会について」の①、②、③、④、⑤について、第1分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

「No.1 議会運営について」

②一般質問、③自由討議については、これまでどおりとする。

④通年議会

会議の運営（定例会議及び定例会議以外の会議）については、これまでどおりとする。

「No.2 委員会について」

①議会運営委員会については、これまでどおりとする。

②常任委員会

ア. 数および定数は、これまでどおりとする。

イ. 所管の見直しについては、美里町議会委員会条例第3条第1号中「、議会事務局」を削り、「下水道課」を「上下水道課（水道事業に関する事務は次号の所管とする）」に改め、同条第2号中「、水道事業所」を削るものとする。

ウ. 政策提言（研究テーマ）については、これまでどおりとする。

③特別委員会

ア. 行財政・議会活性化調査特別委員会のあり方については、目的のうち、「予算決算に関すること。」を外すこととする。予算決算に関することは、予算または決算の審議の都度、特別委員会を設置するものとし、委員長及び副委員長は、「副議長」、「総務、産業、建設常任委員会委員長」、「教育、民生常任委員会委員長」の順に担うものとする。行財政・議会活性化調査特別委員会の名称を「議会活性化調査特別委員会」に改める等、美里町議会委員会条例について、必要な改正を行い、令和2年度3月会議から実施することとする。なお、議会活性化調査特別委員会の委員長はこれまでどおり副議長とする。

イ. 議会だより編集特別委員会の常任委員会化

議会だより編集特別委員会は、地方自治法第109条第4項及び昭和26年の行政実例「議会において審議されていない事件の、議会の議決

により付議された特定の事件については、特別委員会を設置することができる」により、現在支障がないことから、これまでどおりとする。
広聴については、議会活性化調査特別委員会で行うものとする。

④全員協議会については、これまでどおりとする。

⑤所管事務調査については、これまでどおりとする。美里町議会委員会規則第19条の字句を整理する。

【令和3年4月9日中間報告】

1) 確認事項について

取組項目「No.4 議会経費について」の①、②、③、④、⑤について、第2分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

「No.4 議会経費について」

①議員定数

議員定数については、人口減少、常任委員会定数、町の財政状況、議員のなり手不足、町民の声、これらを検討し、現定数16人を3人減らし、13人とする。次に告示される一般選挙から適用する。

②議員報酬

議員報酬については、宮城県町村議会実態調査、全国議長会の実態調査、町長給料対比、議員活動の実態、町の財政状況、これらを検討し、次の表のとおりとする。次期改選後から適用する。

	現行額（月額）	改定案（月額）
議長	325,000円	360,000円
副議長	247,000円	297,000円
議員	230,000円	272,000円

③議員期末手当

議員期末手当については、支給率は現行どおりとし、加算率は県内町村の現状を検証し、15%加算とする。次期改選後から適用する。

④議員費用弁償

「美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」

と整合性を図り、費用弁償については日額1,000円とする。次期改選後から適用する。

⑤ 政務活動費

政務活動費は、議員活動において調査研究、資料購入や作成、広報広聴等に活用し、町政に反映させる活動に資するために必要な経費の一部である。

しかし、導入するには、経費の使途基準を精査し、町民の理解を得る必要があることから、今回は政務活動費の導入については見送る。

【令和3年8月30日中間報告】

1) 確認事項について

取組項目「No.1 議会運営について」の④について、第1分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

今回の確認決定により、本特別委員会から第1分科会及び第2分科会に付託した事項に関する調査はすべて終了した。

確認決定事項

「No.1 議会運営について」

④ 通年議会

- ・ 専決処分事項の指定（地方自治法第180条第1項）

専決処分事項の指定しているものの範囲を明確にし、通年議会となったこととの整合性を検討し全面的に見直した。

見直し案は別紙のとおり。

地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定（案）

地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定（平成28年3月23日議決）の全部を改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 地方自治法第96条第1項第1号に該当する事件のうち、会計年度末における日切れ扱いの地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う必要な条例の改正
- 2 地方自治法第96条第1項第2号に該当する事件のうち、次に掲げる事項について補正予算を定めること。
 - (1) 地方自治法第215条の予算のうち、次に掲げるもの。
 - ア 災害又は突発的な事故により、緊急かつ応急的に必要となる歳入歳出予算（支援活動に要する経費に係る補正を含む。）
 - イ 会計年度末における地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条に定める地方譲与税、交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債の確定に伴う歳入歳出予算
 - ウ 会計年度末における地方債の限度額及び利率
 - エ 解散、欠員、失職の事由に基づき執行される選挙のうち、当該事由の発生した日から公示又は告示までの期間が30日以内の選挙に要する全ての選挙費に係る歳入歳出予算
 - (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第17条第1項の予算のうち、災害又は突発的な事故により、緊急かつ応急的に必要となる業務の予定量、予定収入及び予定支出の金額並びに議会の議決を経なければ流用することのできない経費
- 3 地方自治法第96条第1項第5号に該当する事件のうち、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約についての、契約金額の10分の1を超えない範囲内での、1回限り500万円以下の増減による変更契約
- 4 地方自治法第96条第1項第10号に該当する事件のうち、次に掲げる事項についての債権の放棄
 - (1) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について、4の(1)から(4)までに掲げる事由がない場合は、この限りでない。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）、その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。ただし、債務者の保証人等免責許可の決定が影響を及ぼさないものが存するときは、この限りでない。

- (3) 債務者が死亡し、相続人が限定承認した場合、相続人のあることが明らかでない場合、又は相続人のないことが明らかな場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 美里町債権管理条例（平成27年美里町条例第1号）第13条第1項の規定により以後その保全及び取立てをしないこととした私債権等について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- 5 地方自治法第96条第1項第12号に該当する事件のうち、次に掲げる事項についての訴えの提起
- (1) 支払督促の申立てにより履行を請求した場合において、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により支払督促の申立てが訴えの提起とみなされるとき。
- (2) 民事訴訟法第368条の規定による少額訴訟により履行を請求するとき（同法第373条の規定により訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述があった場合を含む）。
- 6 地方自治法第96条第1項第12号に該当する事件のうち、次に掲げる事項についての和解
- (1) 町営住宅賃料の履行遅滞にある者が、美里町債権管理条例第14条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、当該遅滞賃料を1年以内で分割して履行することを約する場合において、当該遅滞賃料の履行期限までの履行及び当該履行期限までに当該遅滞賃料の履行がないときは当該町営住宅の明渡しをする旨につき、民事訴訟法第275条の規定による訴え提起前の和解をするとき。
- 7 地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する損害賠償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすること。

附 則

- 1 この議決の効力は、令和3年●月●日から生ずるものとする。
- 2 地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定について（平成28年3月23日議決）の効力は、令和3年●月●日をもって失われるものとする。

2 議会懇談会について

議会から町民へ町政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対する町民の声を直接かつ広く聴取することにより、議会の監視機能及び政策提言機能に資することを趣旨として、3班編成で開催した。

なお、令和元年から名称を議会報告会から議会懇談会に変更した。懇談会の状況については下記のとおりである。

○平成30年 議会報告会開催結果

①参加者状況

開催日	開催会場	開催時間	参加者数	担当
10月22日	大橋生活センター	19:00~20:30	13人	1班
	北浦コミュニティセンター	19:00~20:45	4人	2班
	中埴コミュニティセンター	19:00~20:33	7人	3班
10月23日	青生コミュニティセンター	10:00~11:20	36人	1班
	駅東地域交流センター	19:00~20:40	9人	1班
	有隣館	19:00~20:43	11人	2班
	遠田商工会館	19:00~20:33	3人	3班
10月24日	山の神団地集会所	19:00~20:40	27人	2班
	二郷第1住宅集会所	19:00~20:46	11人	3班
10月25日	農村婦人の家	19:00~20:30	13人	1班
	おくらば敬愛館	19:00~20:45	15人	2班
	志賀町住宅集会所	19:00~20:30	7人	3班
参加者数合計			156人	
平均参加者数			13.0人	

②実施班編成 ◎は班長

班	議員氏名				
1班	◎前原吉宏	吉田真悦	櫻井功紀	福田淑子	千葉一男
2班	◎山岸三男	吉田二郎	平吹俊雄	藤田洋一	我妻薫
3班	◎佐野善弘	鈴木宏通	村松秀雄	手島牧世	柳田政喜

③質問、意見・要望事項件数

項目	質問、意見・要望のあった件数
議会に対するもの	97
質問事項	32
意見・要望事項	65
執行部に対するもの	53

	質 問 事 項	1
	意見・要望事項	52
合 計		150

④次年度への提案

本特別委員会第2分科会で行われている、「No.3 開かれた議会について④議会報告会」の検証・検討に委ねる。

○令和元年 議会懇談会開催結果

①参加者状況

開 催 日	会 場	時 間	参加者数	担当	
10月10日	木	北浦コミュニティセンター	19:05~20:20	2人	1班
		慶半コミュニティセンター	19:00~20:20	11人	2班
		赤井公会堂	19:00~20:25	5人	3班
10月11日	金	有隣館	19:00~20:37	12人	1班
		青生コミュニティセンター	9:30~10:50	33人	2班
		本小牛田コミュニティセンター	19:00~20:40	8人	3班
10月15日	火	駅前白寿館	10:00~11:50	16人	1班
		駅東地域交流センター	19:00~20:40	8人	2班
		中塚コミュニティセンター	19:00~20:40	9人	3班
10月16日	水	不動堂5区生活改善センター	19:00~20:05	2人	1班
		下小牛田コミュニティセンター	19:00~20:30	10人	2班
		農村婦人の家	19:00~20:20	29人	3班
参加者数合計				145人	
1会場あたり平均参加者数				12.1人	

②実施班編成 ◎は班長

班	議 員 氏 名
1班	◎平吹俊雄 吉田二郎 佐野善弘 福田淑子 千葉一男
2班	◎前原吉宏 村松秀雄 山岸三男 柳田政喜 櫻井功紀
3班	◎手島牧世 吉田真悦 鈴木宏通 藤田洋一 我妻薫

③質問、意見・要望事項件数

項 目	質問、意見・要望のあった件数
議会に対するもの	62
質 問 事 項	29

	意見・要望事項	33
執行部に対するもの		38
	質問事項	7
	意見・要望事項	31
合計		100

④次年度への提案

本特別委員会第2分科会で行われている、開かれた議会についての「議会懇談会」の検証・検討に委ねる。

○令和2年 議会懇談会開催結果

①参加者状況

開催日	会場	時間	参加者数	担当
10月20日 火	練牛住宅集会所	19:00~20:30	7人	1班
	駅東地域交流センター	19:00~20:20	5人	2班
	青生コミュニティセンター	9:30~11:05	23人	3班
10月21日 水	中埜コミュニティセンター	19:00~20:30	9人	1班
	本小牛田コミュニティセンター	19:00~20:30	22人	2班
	二郷第1集会所	19:00~20:45	26人	3班
参加者数合計			92人	
1会場あたり平均参加者数			15.3人	

②実施班編成 ◎は班長

班	議員氏名				
1班	◎佐野善弘	吉田眞悦	平吹俊雄	福田淑子	千葉一男
2班	◎山岸三男	村松秀雄	藤田洋一	櫻井功紀	我妻薫
3班	◎柳田政喜	鈴木宏通	吉田二郎	手島牧世	前原吉宏

③質問、意見・要望事項件数

項目	質問、意見・要望のあった件数	
議会に対するもの		47
	質問事項	15
	意見・要望事項	32
執行部に対するもの		31
	質問事項	1
	意見・要望事項	30

合 計	78
-----	----

④次年度への提案

ア. 開催については、年1回、10月、6会場とすること。

イ. 要請による懇談会は、実施要綱に沿うことを基本とし、周知については、団体等への働きかけを行うこと。

ウ. 来場者アンケートを実施して、翌年度への懇談会に生かすこと。

○令和3年 議会懇談会開催結果

①参加者状況

開催日	会場	時間	参加者数	担当
10月12日 火	駅東地域交流センター	19:00~20:30	3人	1班
	慶半コミュニティセンター	19:00~20:30	12人	2班
	北浦コミュニティセンター	19:00~20:30	8人	3班
10月13日 水	大柳コミュニティセンター	19:00~20:30	8人	1班
	下小牛田コミュニティセンター	19:00~20:45	20人	2班
	青生コミュニティセンター	19:00~20:30	4人	3班
《要請による開催》				
10月15日 金	本小牛田コミュニティセンター	18:00~19:30	6人	1班
	中埜コミュニティセンター	18:00~19:50	13人	2班
参加者数合計			74人	
1会場あたり平均参加者数			9.3人	

②実施班編成 ◎は班長

班	議員氏名				
1班	◎佐野善弘	吉田眞悦	平吹俊雄	櫻井功紀	福田淑子
2班	◎山岸三男	藤田洋一	柳田政喜	千葉一男	我妻薫
3班	◎手島牧世	鈴木宏通	村松秀雄	吉田二郎	前原吉宏

③質問、意見・要望事項件数

項目	質問、意見・要望のあった件数
議会に対するもの	58
質問事項	31
意見・要望事項	27
執行部に対するもの	36

	質 問 事 項	2
	意見・要望事項	34
	合 計	94

④次年度への提案

参加者層の年齢、性別に偏りが見られ、常任委員会報告のテーマとの乖離もある。過去12回の議会報告会から議会懇談会と積み重ねてきた成果を踏まえつつも、広報・広聴活動をさらに充実、強化を図るための組織と活動のあり方を検討する必要がある。

3 議会活性化調査特別委員会研修会の実施について

- 1) 平成30年11月15日、東北大学災害科学国際研究所教授の佐藤健氏を講師に迎え、「自然災害と地域防災について」と題して、また、株式会社リンク東京支店サービス事業推進部部長の永嶋正裕氏を講師に迎え、「公債権・私債権の概要と公平・公正な債権管理について」と題して研修会を実施した。
- 2) 令和元年11月21日、南郷病院参事、大橋浩二氏を講師に迎え、「地方公営企業会計について」研修会を実施した。
令和元年11月27日、総務課内部統制指導員、桐生孝雄氏を講師に迎え、「専決処分事項（債権の放棄、訴えの提起、和解）について」研修会を実施した。
- 3) 令和3年9月28日、山形県町村議会議長会参与の武田裕樹氏を講師に迎え、「議会・議員の役割・責務と権限 議員の発言力を高めるためには」と題して研修会を実施した。

4 行財政・議会活性化調査特別委員会予算決算審査

令和2年9月会議まで、予算決算に係わることとして、「総務、産業、建設」と「教育、民生」の分科会に分かれて審査を行い、審査結果は意見を付して議会で報告した。

令和3年3月会議からは、その審査を予算・決算審査特別委員会に委ねている。

5 議会活性化調査特別委員会名簿

委員長	我妻 薫
副委員長	鈴木 宏通

	第1分科会	第2分科会
分科会委員長	前原 吉宏	佐野 善弘
分科会副委員長	吉田 二郎	平吹 俊雄
委員	吉田 眞悦	村松 秀雄
	鈴木 宏通(重複)	手島 牧世
	櫻井 功紀	藤田 洋一
	福田 淑子	山岸 三男
	千葉 一男	柳田 政喜

6 審査経過

1) 特別委員会開催年月日

第1回	平成30年3月2日	
第2回	平成30年5月18日	
第3回	平成30年7月26日	
第4回	平成30年12月26日	
第5回	平成31年2月21日	中間報告
第6回	令和元年6月11日	中間報告
第7回	令和元年8月29日	
第8回	令和元年12月20日	
第9回	令和2年5月21日	中間報告
第10回	令和2年7月10日	
第11回	令和2年12月10日	
第12回	令和3年2月9日	中間報告
第13回	令和3年4月9日	中間報告
第14回	令和3年6月23日	
第15回	令和3年8月30日	中間報告
第16回	令和3年11月29日	

2) 分科会開催年月日

	第1分科会	第2分科会
第1回	平成30年5月18日	平成30年5月18日
第2回	平成30年6月28日	平成30年6月25日
第3回	平成30年7月26日	平成30年7月26日
第4回	平成30年8月9日	平成30年8月9日
第5回	平成30年8月20日	平成30年10月15日
第6回	平成30年11月5日	平成30年11月15日
第7回	平成30年11月15日	平成30年11月22日
第8回	平成30年11月30日	平成30年12月19日
第9回	平成30年12月19日	平成31年1月23日
第10回	平成31年1月9日	平成31年2月13日
第11回	平成31年1月23日	平成31年4月24日
第12回	平成31年2月5日	令和元年5月22日
第13回	平成31年3月28日	令和元年7月1日
第14回	平成31年4月18日	令和元年7月26日
第15回	令和元年5月16日	令和元年8月22日
第16回	令和元年7月2日	令和元年9月26日
第17回	令和元年7月29日	令和元年11月5日
第18回	令和元年8月22日	令和元年11月27日
第19回	令和元年9月26日	令和元年12月16日
第20回	令和元年11月11日	令和元年12月20日
第21回	令和元年11月29日	令和2年1月23日
第22回	令和元年12月17日	令和2年2月12日
第23回	令和2年1月10日	令和2年3月26日
第24回	令和2年1月31日	令和2年4月7日
第25回	令和2年2月18日	令和2年4月21日
第26回	令和2年3月26日	令和2年5月26日
第27回	令和2年4月15日	令和2年6月18日
第28回	令和2年5月15日	令和2年7月16日
第29回	令和2年6月18日	令和2年8月19日

第30回	令和2年7月16日	令和2年10月9日
第31回	令和2年8月3日	令和2年10月28日
第32回	令和2年9月19日	令和2年11月24日
第33回	令和2年10月9日	令和2年12月15日
第34回	令和2年10月27日	令和3年1月8日
第35回	令和2年11月13日	令和3年2月5日
第36回	令和2年12月16日	令和3年2月16日
第37回	令和3年1月8日	
第38回	令和3年1月18日	
第39回	令和3年2月9日	
第40回	令和3年3月24日	
第41回	令和3年4月22日	
第42回	令和3年5月21日	
第43回	令和3年6月24日	
第44回	令和3年7月26日	
第45回	令和3年8月18日	

※第1分科会は、平成30年10月15日に松島町への視察を行っている。

おわりに

平成29年度までの取り組みと確認事項を受けて、検証とさらなる活性化に向けた調査・研究を行い、定数や報酬など大きな改定にも取り組んできた。また、通年議会に移行したことによる見直し検討で特別委員会の名称と目的を変更した。

広報と公聴の充実・強化などを含め、議会活性化をめざす調査・研究は引き続き重要な課題である。